

令和2年度 公共事業事後評価調書

(区分) 国補・県単

1. 事業説明シート

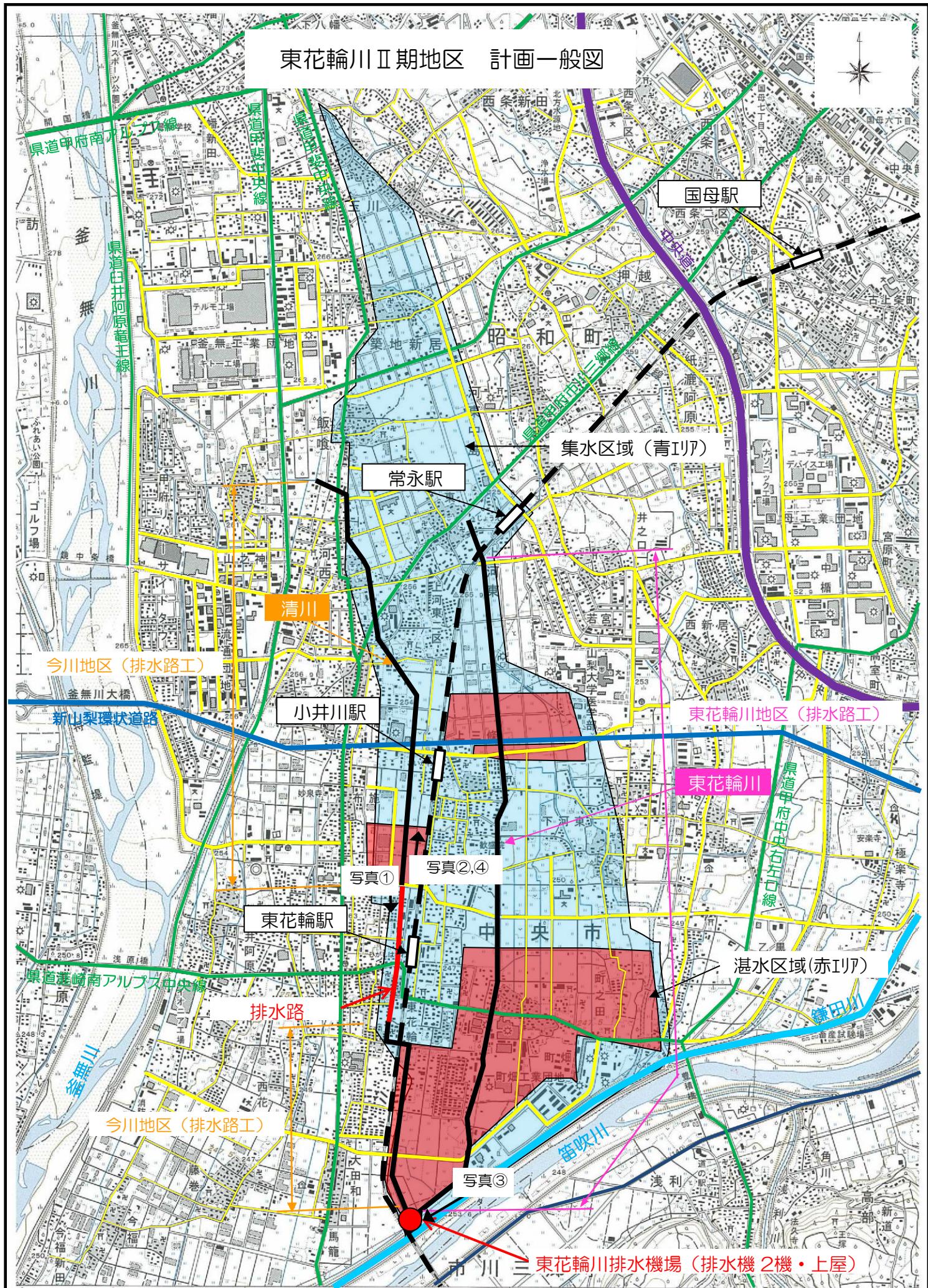
事業名	湛水防除事業（国補）		事業箇所	中央市大田和	地区名	東花輪川Ⅱ期	事業主体	山梨県		
(1) 事業着手年度	H13年度	(2) 事業期間	H13年度～H27年度		(3) 完了後経過年数	5年	(4) 総事業費	1,281百万円		
(5) 事業着手時点の課題・背景	(8) 事業位置図等									
<p>本地区は、甲府盆地南部に位置する低平地で、台風や豪雨時には甲府圏域の排水が集中することから湛水被害を受けてきた地域である。</p> <p>このため、排水対策として従来より幹線排水路である東花輪川及び清川について改修を行ってきた。</p> <p>排水先である鎌田川は、流下能力不足のため河川管理者により河川改修が行われているが、台風や豪雨時には笛吹川からのバックウォーターによりしばしば水位の上昇が発生する。</p> <p>このため、幹線排水路の一部改修と、東花輪川、清川の合流地点に排水機場を設置し、ポンプによる強制排水を行うことで、地区内の湛水被害を防止し、地域の防災対策と農業の持続的な安定を図ることを目的に本事業を実施した。</p>										
(6) 事業着手時点で想定した整備目標・効果	<p><input type="checkbox"/> 主要目標 農業用排水能力の向上</p> <p><input type="checkbox"/> 副次目標 なし</p> <p><input type="checkbox"/> 副次効果 農地の保全</p>									
(7) 整備内容（目標達成の方法）	<p>事業量</p> <p>排水機場 一式 (排水機($\phi 1,350 \times 2$台)、上屋工)</p> <p>排水路 720m</p>									

2.評価シート(1)

(1) 事業貢献度	〈良〉・ 不良〉	(2) 費用対効果分析の算定基礎となった要因等の変化			〈有〉・ 無〉				
(理由)									
排水機場及び排水路が整備されたことにより、これまで支障が生じていた台風や豪雨時における鎌田川への排水能力が向上し、農地への湛水被害が防止され、農業経営の安定が図られた。									
①主要目標 農業用排水能力の向上									
経 済 効 率 性	指標	事業着手時点数値等	事後評価時点数値等	項目	着手時点				
	施設老朽度※1	—	0.30	総事業費	1,359 百万円				
	用排水能力向上率※2	1.91	1.91	工期	H13～H21				
	※1 排水機場は新設のため、着手時は — とした			評価基準年	H13				
	※2 評価指標を前回設定していなかったため、今回改めて算出			費用	1,978 百万円				
	□評価			建設費	1,624 百万円				
	○ 施設整備により耐用年数が向上しており、老朽度は改善されている。			関連事業費	354 百万円				
	(使用年数：6年) ÷ (既存施設の耐用年数：20年) = 0.30 ≤ 1.0※1			便益	2,034 百万円				
	○ 事業の完成により、排水機場及び排水路が整備され、排水能力が向上しており、排水機能は改善されている。			維持管理費節減効果	-25 百万円				
	(計画排水能力 9.2m ³ /s) ÷ (既存排水能力 4.8m ³ /s) = 1.91 ≥ 1.0※1			災害防止効果（農業）	1071 百万円				
※1 評価基準値				災害防止効果（一般資産）	947 百万円				
※2 削減効果				災害防止効果（一般公共）	41 百万円				
②副次目標				B/C	1.0				
なし					1.1				
③副次効果					1.2				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地の保全</td><td>排水機場及び排水路の整備により、農地への湛水被害が防止され、農地が保全されている。</td></tr> </tbody> </table>						項目	内容	農地の保全	排水機場及び排水路の整備により、農地への湛水被害が防止され、農地が保全されている。
項目	内容								
農地の保全	排水機場及び排水路の整備により、農地への湛水被害が防止され、農地が保全されている。								
※費用便益比 (B/C) は、1.0を超えており、経済効率性は確保されている。									
(要因変化の分析)									
<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：近接する河川工事と一体施工を行うことにより事業費の削減が図られた。 ・工期：排水路の整備において、対外協議・調整に時間を要したため工期の延長となった。 									
(3) 事業実施による環境の変化									
①自然環境への影響									
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 									
②生活・居住環境等への影響									
<ul style="list-style-type: none"> ・排水機場・排水路が整備されたことにより、地域住民の安全安心が確保され、安定した生活基盤の確保と地域の活性化が図られている。 									
③環境保全対策の効果発現状況（措置を講じた場合）									
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 									
(4) 社会経済情勢の変化が事業に及ぼした影響									
①社会経済状況の変化									
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 									
②関連計画・関連事業の状況の変化									
<ul style="list-style-type: none"> ・排水先は、基幹河川改修事業（国補）鎌田川地区として整備された。 ・湛水防除事業東花輪川地区（H5～H11）、農村振興総合整備事業今川地区（H8～H19）で排水路が整備された。 									
③事業環境等の変化									
<ul style="list-style-type: none"> ・なし 									

評価シート(2)

(5) 今後の事後評価の必要性 (理由) 本地区においては、昭和57年、58年、平成2年、12年、20年において台風及び豪雨による農地及び住宅への湛水被害が発生していた。 令和元年度の台風19号においては、総雨量193mmの降雨が観測されたが、本事業により整備した排水機場を稼働し、東花輪川、清川の排水をポンプにより強制的に排水することで、農地及び住宅の湛水の被害を回避することが出来た。 このことから、十分な災害防止効果が発現されているため、今後の事後評価は必要ないと思われる。	〈有・無〉	(7) 同種事業の計画・調査のあり方の見直しの必要性 (理由) ・なし	〈有・無〉
□「有」の場合の実施時期及び方法 ・時期： 年度 ・方法：		(具体的反映策) ・なし	
(6) 本事業における改善措置の必要性 (理由) ・なし	〈有・無〉	(8) 事業評価手法の見直しの必要性 (理由) ・なし	〈有・無〉
(具体的反映策) ・なし		(具体的反映策) ・なし	
(既に実施した改善策の内容と効果) ・なし		(9) その他特筆すべき事項 ・排水機場及び排水路が整備されたことにより、農地への湛水被害が防止されるだけではなく、住宅や事業所等の一般資産への被害も防止され、地域住民の安全安心が確保されている。	



0m 500m 1.0km

今川地区 (排水路工) 東花輪川地区 (排水路工)

3.添付資料シート（2）



① 整備前：JR東花輪駅周辺の冠水状況(H2O)



② 整備前：排水路のオーバーフロー状況



③整備後： 排水機場の全景



④ 整備後： 排水路の排水状況